

本別町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

(案)

北海道本別町

目次

1. 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項	1
(1) 本別町の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 町行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 本別町公共施設等総合管理計画との整合	
2. 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	9
イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項	
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	
ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項	12
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 総合管理計画との整合	
ハ 地域における情報化に関する事項	18
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	
ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項	20
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	
ホ 生活環境の整備に関する事項	23
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	
ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項	28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	
ト 医療の確保に関する事項	32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 総合管理計画との整合	

チ 教育の振興に関する事項	34
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計画		
(4) 総合管理計画との整合		
リ 集落の整備に関する事項	37
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計画		
(4) 総合管理計画との整合		
ヌ 地域文化の振興等に関する事項	39
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計画		
(4) 総合管理計画との整合		
ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項	40
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計画		
(4) 総合管理計画との整合		
3. その他地域の持続的発展に必要な事項	41
事業計画(令和8年度～令和12年度)	過疎地域持続的発展特別事業分	

1. 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

(1) 本別町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的、歴史的条件)

本町は、北海道東部の十勝地方内陸部北東に位置し、総面積391.91平方キロメートルのうち約55%を森林が占め、広大な耕地面積と豊かな森林資源に恵まれた地域です。

気候は、太平洋岸の沿岸部に比べて寒暖差の大きい内陸性気候の特徴が顕著です。この特性を活かし、古くから豆類(作付面積は全国有数で「豆の町」として知られる)、小麦、てん菜、馬鈴しょなどの大規模な畑作農業が基幹産業として発展してきました。

歴史的には、明治期以降の入植と開拓、特に戦後の大規模な開墾により農業開発が進められ、広大な行政区域と分散した集落構造が形成されました。その結果、本町は昭和34(1959)年18,858人のピーク人口を迎え、十勝内陸部における農業の発展拠点を確立しました。

(社会的条件、経済的條件)

本町の経済は、長年にわたり大規模畑作農業が基幹を担ってきましたが、近年は全国的な傾向と同様にサービス経済化が明確に進展しています。令和2(2020)年国勢調査では、就業者総数に占める第三次産業の割合が55%を超え、特に医療・福祉分野が大きな雇用吸収源となっています。

社会的な条件としては、急速な人口減少と少子高齢化の進行が最も深刻な課題です。人口構造の変化は地域コミュニティ機能の維持を困難にし、特に高齢化が進む集落では、生活支援や見守りといった地域住民による「共助」の機能が限界に達しつつあります。このため、広大な行政区域に対し人口が分散している歴史的背景も踏まえ、持続可能かつ効率的な行政サービス(公助)の再構築が喫緊の課題となっています。

イ 町における過疎の状況

(人口等の動向)

本町が直面する最も深刻かつ構造的な課題は、人口減少と少子高齢化の急速な進行であり、これは今後の行財政運営の最も重要な前提条件となります。

総人口は昭和34(1959)年のピーク(18,858人)から一貫して減少し、令和2(2020)年時点で6,618人にまで減少しました。この減少速度は、北海道全体及び全国平均と比較しても顕著であり、過疎化が極めて深刻なレベルで進行していることを示しています。

人口減少の主要因は、出生数減少による「自然減」の継続に加え、特に若年層の町外への流出による「社会減」が構造的に定着していることです。特に、社会の活力を支える生産年齢人口(15歳～64歳)は、昭和55(1980)年の8,807人から令和2(2020)年には3,281人へと大幅に減少し、地域経済の持続性に対する最大の脅威となっています。

(これまでの過疎法に基づくものを含めた対策)

これまで本町では、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)及び現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)に基づき、過疎対策事業債(過疎債)を積極的に活用し、地域基盤の強化を支えてきました。主な施策として、基幹産業である農林業の振興、道路や水道などのインフラ整備、及び子育て支援や高齢者福祉の充実といった住民サービスの向上に注力しました。その結果、道路や水道の普及率向上と施設の長寿命化が進み、生活基盤の整備については一定の成果を収めることができました。

(現在の課題)

現在の本町が抱える課題は、人口構造の歪み、経済構造の転換、そして行財政の硬直化という三つの構造的課題が複合化している点に集約されます。

少子高齢化と若年層の流出に伴う生産年齢人口の急激な減少が、基幹産業の担い手不足を深刻化させ、高齢化の進行により住民による「共助」の機能は従来の形では限界を迎えつつあります。

これらの社会構造の変化は財政に直結しており、町税収入の減少と、高齢者福祉関連経費の増大、広域に整備された公共インフラの維持管理費が財政を恒常的に圧迫しています。これに加え、老朽化したインフラ(特に水道施設の耐震化)への対応が喫緊の課題です。また、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた、再生可能エネルギーの導入促進は、新たな課題として認識されています。

(今後の見通し)

本町の人口減少と少子高齢化の傾向は避けがたく、特に生産年齢人口の減少により地域経済は縮小基調で推移し、地域コミュニティ機能のさらなる低下、及び地域産業における担い手不足の深刻化が予測されます。

この厳しい状況下で、行政サービスの最低限の水準を維持し続けるためには、財政構造が極めて硬直化することが見込まれ、次世代に負担を先送りするリスクを高めます。

したがって、本町を持続的に発展させるためには、過疎法第8条に基づき、公共施設の抜本的な再編や長寿命化、行政サービスの効率化を含めた歳出構造の改革を断行することが不可欠となります。同時に、ゼロカーボンシティの実現など、環境と経済を両立させる新たな視点での地域資源活用を図ることで、地域経済の持続性を確保することを目指します。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

(産業構造の変化と発展の方向)

本町の経済構造は、大規模畑作農業が基幹を担いつつ、近年は第三次産業(特に医療・福祉分野)の割合が55%を超え、サービス経済化が進行しています。今後は、高水準の畑作農業の生産性を維持・強化することを基盤としつつ、担い手不足に対しスマート農業の推進や新規就農者支援を強化します。同時に、医療・福祉分野を安定的な雇用吸収源として維持しつつ、観光、地域資源の加工・付加価値化などを進め、若年層の定着につながる新たな雇用の創出を図ります。特に、再生可能エネルギーを活用し、ゼロカーボンシティの実現と地域内経済循環を両立させるグリーン経済への転換を推進します。

(地域的な立地特性の活用と役割)

本町は、広大な耕地面積と豊かな森林資源、寒暖差の大きい内陸性気候という優位性を持ちますが、広域な行政区域と分散した集落構造という課題も抱えています。発展の方向としては、広域的な課題解決を目指した周辺自治体との連携強化(公共交通、インフラ維持管理、医療連携の効率化)を推進し、行政コストの最適化を目指します。また、町内の国保病院を中心とした一次医療、福祉、教育、生活支援の拠点機能を維持・強化することで、広範囲にわたる住民の生活基盤を確保し、生活の質の維持に努めます。

(都道府県の総合計画等における位置付けを踏まえた方向)

北海道の総合計画等が示す方向性を踏まえ、本町は、食料基地・十勝を支える重要な農業生産拠点としての役割を継続します。その上で、本町が直面する人口減少・高齢化という構造的課題に対し、過疎地域のモデルとして持続可能な地域社会を構築することが、今後の社会経済的発展の重要な方向性となります。

具体的には、公共インフラの老朽化と厳しい財政見通しを踏まえ、過疎法第8条に基づき公共施設の抜本的な再編・長寿命化、行政サービスの効率化を含めた歳出構造の改革を断行します。また、地域コミュニティ機能の維持が困難になる中で、行政サービス(公助)の再構築を図りつつ、地域住民、NPO、企業などが連携する新たな「共助」の仕組みを構築し、地域の活力を維持する方向へ舵を切ります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、昭和34(1959)年のピーク18,858人を境に一貫して減少を続けており、直近の国勢調査である令和2(2020)年時点では6,618人となりました。この減少は、単なる総数の問題に留まりません。

表1によると、社会の活力を支える生産年齢人口は、昭和55(1980)年の8,807人から、令和2(2020)年では3,281人へと急減し、年少人口も5分の1以下(579人)に激減しています。

この生産年齢人口の急速な減少と老年人口の増加が、行政サービス、特に医療・福祉への需要増と、それを支える担い手の減少という二重の負担となり、行財政基盤を揺るがす喫緊の課題です。若年層の流出は消費活動の停滞を招き、地域経済の活力を著しく低下させています。

さらに、本別町の人口ビジョンにおける、平成27(2015)年国勢調査に基づく推計(社人研推計)では、令和42(2060)年には総人口が1,804人にまで減少すると予測されており、本町は極めて厳しい存亡の危機に直面しています。この推移と見通しを踏まえ、地域社会の維持に向けた抜本的な対策が不可欠です。

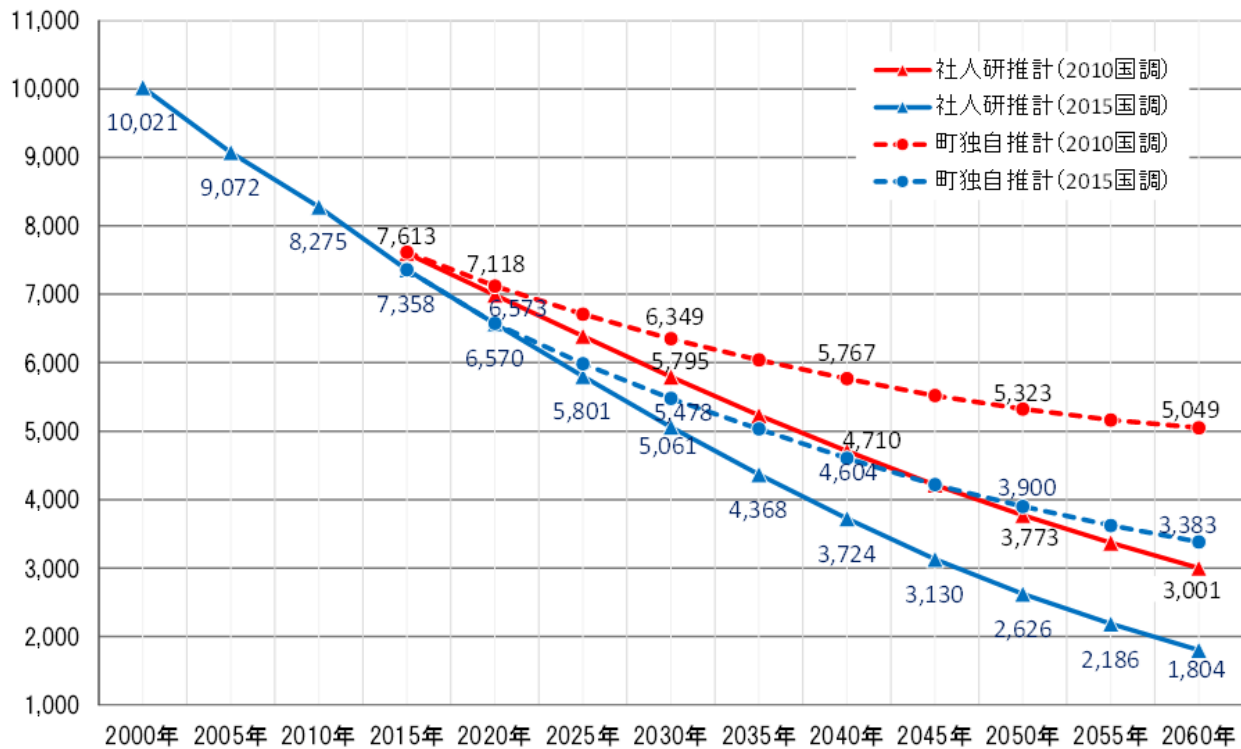
表1 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和55年	平成 2年		平成17年		平成27年		令和 2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,253	人 11,484	% △13.3	人 9,072	% △21.0	人 7,358	% △18.9	人 6,618	% △10.1
0歳～14歳	3,090	2,112	△31.7	1,103	△47.8	734	△33.5	579	△21.1
15歳～64歳	8,807	7,548	△14.3	5,313	△29.6	3,821	△28.1	3,281	△14.1
うち15歳～ 29歳(a)	2,511	1,802	△28.2	1,022	△43.3	711	△30.4	719	1.1
65歳以上(b)	1,356	1,824	34.5	2,656	45.6	2,803	5.5	2,758	△1.6
(a)／総数 若年者比率	% 18.9	% 15.7	—	% 11.3	—	% 9.7	—	% 10.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 10.2	% 15.9	—	% 29.3	—	% 38.1	—	% 41.6	—

※本表は、確定値となります。

表2 人口の見通し

町の人口の推移と長期的な見通し



本別町人口ビジョン (令和 3年 3月一部改訂)

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の産業構造は、長年の基盤である第一次産業（農林業）を有しつつも、第三次産業が最大の割合を占める構造へと変容しています。令和2(2020)年国勢調査によると、総就業者数3,456人のうち、第三次産業が1,920人(約55.6%)と最も高く、次いで第一次産業が851人(約24.6%)、第二次産業が589人(約17.0%)という構図であり、サービス経済化が明確に進展しています。

第一次産業において、農業では北海道十勝における、主要な食料生産拠点として重要な役割を担っている中で、農業者戸数の減少により一戸当たりの耕作面積及び飼養頭数は増加し規模拡大傾向が進んでいます。このため、大型機械や設備の導入が必要になり、生産資材等の高騰とあわせて、コスト増加が顕著で経営に大きな影響が出ています。また、林業においては、従事者の高齢化と後継者不足が深刻化していますが、具体的な対策プランの創出に課題があります。いずれにしても、持続可能な農林業の維持と発展が喫緊の課題となっています。

第二次産業においては、本町の主要農産物を原材料とした食料品製造業が中心的な役割を担いますが、近年、基幹工場の事業終了という構造的な痛手に直面しており、雇用減少と地域内総生産の減少が懸念されます。

就業者数で最大の第三次産業は、特に医療・福祉分野が最大の雇用吸収源となり、高齢化が進む本町の社会を支える基盤となっていますが、人口減少に伴う地域内消費の縮小により、地域商業の衰退が懸念されます。

今後の動向として、各産業に共通して影響を与える労働力人口の急激な減少に対し、産業の多角化、スマート技術の導入、及び事業承継の支援を強化することが、地域経済の持続性を確保する上での重要な方向となります。

(3) 町行財政の状況

ア 行財政の現況

現在の本町の財政運営は、全国の地方自治体と同様に極めて厳しさを増しており、これは人口減少に伴う町税収入の減少に加え、少子高齢化の進行による扶助費(医療・福祉経費)の増加など避けられない経費の増大が要因となっています。その結果、将来のための蓄えである財政調整基金をはじめとする各種基金の減少が顕著であることから、「本別町行財政改革推進計画(以下「町行革計画」)という。」を策定し、持続可能な自治体経営に向けた行財政基盤の再構築に取り組みます。

一般会計の予算規模は、近年は70億円台後半で推移していましたが、令和7年度の当初予算では80億円台に達しています。財務指標の状況としては、経常収支比率がおおむね85%弱で推移しており、人件費や扶助費といった経常的な経費が財政を圧迫し続ける財政の硬直化という課題を抱えています。

公債費負担比率と実質公債費比率は令和2年度以降いずれも微増傾向が続いており、将来的な公債費の負担増大が懸念されています。

また、将来への備えを示す基金残高は減少傾向にあり、令和2年度決算では約20億円が確保されていましたが、令和7年度当初予算ベースでは17億1千万円まで減少しており、将来への対応力が低下してきていることを示唆しています。

さらに、行政運営の側面では、人口減少に伴う行政組織の縮小が必然的に伴う中で、町民の行政サービスに対する多様化・高度化するニーズへの対応と効率化を両立するため、行政による「公助」だけに頼るのではなく、町民の「自助・共助・公助」の考え方を強化することが不可欠となっています。この状況に対応するため、行政手続きのオンライン化や情報提供のデジタル技術活用などのDX(デジタルトランスフォーメーション)への対応も喫緊の課題として認識されています。

表3 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 (A)	8,433,524	6,749,779	7,943,635
一 般 財 源	4,771,236	4,455,646	4,242,278
国 庫 支 出 金	1,600,354	545,061	1,574,656
道 支 出 金	491,843	309,827	455,257
地 方 債	611,427	588,011	645,579
うち過疎対策事業債	204,300	163,500	273,800
そ の 他	958,664	851,234	1,025,865
歳 出 総 額 (B)	8,241,107	6,635,661	7,816,122
義 務 的 経 費	2,641,411	2,406,925	2,431,748
投 資 的 経 費	2,235,793	665,964	1,087,653
うち普通建設事業	2,235,793	637,020	1,087,653
そ の 他	3,363,903	3,562,772	4,296,721
過 疎 対 策 事 業 費	284,775	292,025	224,267
歳入歳出差引額〈A－B〉(C)	192,417	114,118	127,513
翌年度へ繰越すべき財源(D)	82,966	9,361	8,475
実質収支〈C－D〉	109,451	104,757	119,038
財 政 力 指 数	0.251	0.246	0.283
公 債 費 負 担 比 率	14.7	12.3	12.8
実 質 公 債 費 比 率	—	9.5	10.8
起 債 制 限 比 率	5.4	—	—
経 常 収 支 比 率	78.2	82.1	84.4
将 来 負 担 比 率	—	—	41.4
地 方 債 現 在 高	6,456,180	6,421,165	7,181,931

(企画財政課)

表4 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市 町 村 道 (m)	389,026	422,523	434,603	459,597	457,697
改 良 率 (%)	41.1	55.4	60.9	67.2	68.8
舗 装 率 (%)	13.6	32.8	46.1	53.6	55.5
農 道 延 長 (m)	—	—	—	2,144	2,144
耕地 1 h a 当 たり 農 道 延 長 (m)	4.2	0.1	0.0	—	—
林 道 延 長 (m)	—	—	—	33,498	27,850
林 野 1 h a 当 たり の 林 道 延 長 (m)	7.7	7.9	0.0	—	2.42
水道普及率(上水道) (%)	79.9	85.4	97.2	97.1	99.2
水洗化率(公共下水道) (%)	—	—	74.1	87.7	93.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	7.9	9.2	8.1	7.1	9.1

(建設水道課・農林課・北海道保健統計年報)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

北海道の総合計画である「新北海道総合計画」が示す食料基地・十勝の役割を堅持しつつ、本町が直面する「人口減少と少子高齢化」という構造的課題に対応するため、本町の持続的発展の基本方針は、第一の柱として「持続可能な地域社会の形成」及び、第二の柱として「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の二つとします。これら二つの柱は、過疎法、前文の趣旨を踏まえ、本町が独自に掲げるものです。

第一の柱である「持続可能な地域社会の形成」においては、避けられない人口減少に対し、次世代に負担を先送りしない強靱で自立した地域社会の確立を目指します。この実現に向け、「第7次本別町総合計画(以下「町総合計画」という。)」及び「町行革計画」に基づく抜本的な構造改革を断行し、過疎法第8条の趣旨に基づいた公共施設の抜本的な再編と長寿命化、行政サービスの効率化、及び歳出構造の改革を推進します。

また、これまで過疎債により整備してきた道路や水道などの生活基盤の機能維持(特に老朽化した水道施設の耐震化)を最重要課題とします。同時に、高齢化により限界を迎えている住民による「共助」を補完するため、医療・福祉の拠点機能を維持・強化することで、住民が安全・安心な生活を送れる社会基盤を築きます。

第二の柱である「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」においては、本町固有の地域資源と優位性を最大限に活用し、若年層の定住につながる地域経済の強靱化と活力の創出を目指します。

基幹産業である農業においても、計画的な農地の基盤整備やスマート技術の導入、新規就農者等への支援を行いながら持続的な発展を推進します。

同時に、再生可能エネルギーを活用し、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みを進めます。

さらに、地域おこし協力隊、NPO、企業などが連携する新たな「共助」の仕組みを構築・強化し、地域活動への多様な主体の参画を促すことで、地域全体の活力を高める方向へ舵を切ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展のための基本目標は、「持続可能な地域社会の形成」と「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の基本方針に基づき、人口の維持、財政構造の健全化、及び構造改革の断行という複合的な視点から、計画最終年度である令和12年度末までに達成を目指す目標を以下の通り設定します。

表 5

分野	測定指標	基本目標(令和12年度末)	目標設定の意図
人 口	総人口	目標人口 5,500人 (町総合計画と同様)	人口減少の速度を抑制し、地域社会の活力を維持する。
	社会増減(年間)	△70人以内 (過去5年実績平均値△75人)	若者・子育て世帯の移住・定住施策を強化し、流出傾向に歯止めをかける。
	合計特殊出生率	1.41人 (現状値の1.41)	各種子育て施策を展開し、「子育て世代が定住したい」と心から思える、子育てしやすいまちづくりを確立する。
財 政	経常収支比率	90%未満 (町総合計画と同様)	財政構造の硬直化を解消し、財政の健全性を確立する。
地域経済	本別公園の年間利用者数	141,000人 (町総合計画と同様)	オートキャンプ場の整備により新たな誘客を促進するとともに、本別公園の広大な敷地と景観美を活かし、交流人口創出の拠点として確立する。
環 境	町内全体の CO ₂ 排出量	86.7千 t/CO ₂ (町総合計画と同様)	2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた具体的な中間目標として、町内全体で脱炭素化を加速させ、持続可能な低炭素社会への移行を確実にする。
行 政	町公式LINEの友達登録者数	3,800人 (町総合計画と同様)	町民への情報伝達力と双方向性を高め、行政サービスの利便性を向上させる。
住民意識	定住意向の向上	80% (住民アンケートにおける「本別町に定住したい」「住み続けたい」の肯定回答率。(令和6年実績75.5%))	施策の効果を住民目線で評価し、定住意識の向上と地域への満足度を高める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、「町総合計画」と一体的に推進し、同計画と同様に確立した PDCA サイクルにより継続的な評価、改善を行っていきます。

評価結果は次年度の予算に直接反映させ、目標未達の場合は、「町行革計画」に基づき、施策の抜本的な見直しや休止を実施します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(8) 本別町公共施設等総合管理計画との整合

本別町公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、急速な人口減少と少子高齢化、及び厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたって公共サービスを安定的に提供するための公共施設等の「最適化」を目的としています。この最適化は、利用ニーズが低下した施設の「縮小・複合化・廃止」を基本とし、残存施設については「長寿命化と計画的な修繕」により、公共施設の総量を適正化し、維持管理コストの削減を目指すものです。

本計画の「地域の持続的発展の基本方針」において、過疎法第8条の趣旨に基づき、「公共施設の抜本的な再編と長寿命化、行政サービスの効率化」を最重要課題の一つとして位置づけている点は、総合管理計画が目指す「施設の最適化」「統廃合や複合化」並びに「長寿命化の推進」に合致しています。

したがって、本計画に盛り込まれる公共施設に関する施策(整備、維持、修繕、再編、廃止等)は、全て総合管理計画に則って実施されるものであり、財政の健全化、公共サービス水準の維持及び次世代への負担軽減という観点から、両計画は一体的に推進されます。

2. 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

(1) 現況と問題点

移住・定住の促進

本町では、若年層を中心とした人口の社会減が慢性化しており、地域の担い手不足が深刻化しています。一方で、本町への移住に関する相談件数は増加傾向にあり、移住前段階で地域に関心を持つ方々の動きも広がりがつあります。また、短期的に地域を体験する取り組みについても、その利用状況は着実に増加しています。

しかし、移住・定住を確実なものとするためには、安定した雇用機会や住環境の確保といった基本的な課題が存在しており、短期間で解決することは容易ではありません。そのため、移住希望者とのミスマッチを防ぎ、安心して地域への理解を深めてもらうためには、早急な移住を促すのではなく、段階的に地域を知る機会を整備することが重要です。特に、地域での暮らしを体験できる仕組みの充実や、本町の魅力や生活情報発信の強化が、現時点で重要な課題となっています。

さらに、生活環境面においては、子育て世代にとって特に重要となる地域医療の体制や、将来の生活基盤となる介護サービスに関する情報が不足しており、これが定住への不安要因となっています。

地域間交流の促進

本町の住民以外の交流人口は主に観光客に限定されており、地域経済への継続的な波及効果が限定的です。また、ふるさと納税の寄付者など、本町を応援する「関係人口」との継続的な繋がりを築くための、地理的制約を超えたデジタルな交流・コミュニティの仕組みも十分ではありません。

加えて、長年にわたり実施してきたオーストラリア・ミッチェル市(姉妹都市)との国際交流、徳島県小松島市(友好都市)との交流は、民間レベルでの活動や経済・文化交流を中心に、青少年の育成に大きな成果を上げています。さらに、宮城県南三陸町(旧志津川町)とは、昭和60年度から中高生による相互交流「ふるさと交流研修会」を継続しており、地域のリーダー育成と災害・防災意識の共有という強い絆を築いています。しかし、これらの交流が行政や団体の枠を超えて次世代に継承され、かつ地域経済への波及効果をさらに最大化していくための戦略的な支援策が課題となっています。

表6 交流都市

区分	自治体名	交流内容
姉妹都市	オーストラリア ミッチェル	オーストラリア・ビクトリア州に位置し、広大な丘陵地帯を持つ自然豊かな都市ミッチェル市(Mitchell Shire)は、本別町の姉妹都市です。 友好交流は、昭和60(1985)年の本別町民による旧キルモア町訪問を契機に始まりました。その後、相互交流を深め、平成3(1991)年にキルモア町と姉妹都市提携を締結しました。 平成6(1994)年、周辺市町との合併によりミッチェル市が誕生しましたが、本別町との交流実績を評価し、提携を継続。以来、「活動的で素晴らしい関係」を維持しています。 特に、平成10年代にはミッチェル市から国際交流員(英語指導助手)を招致し、地域における国際理解教育を推進しました。 現在、これまでに中・高校生による隔年研修は終了し、令和6年度からは本別高校2年生を対象とした海外研修としてオーストラリアへの派遣に移行しています。 現在も市民団による相互訪問が活発に行われるなど、両市の友好の絆は一層深まっています。

友好都市	徳島県小松島市	<p>四国の東部に位置する徳島県小松島市とは、本別町開町100周年と小松島市の市制施行50周年という記念すべき年である平成13(2001)年に友好都市提携を結びました。</p> <p>本町と小松島市の関係は、提携よりも遥かに古く、明治30(1897)年に阿波の国・立江村(現在の小松島市)の東條儀三郎村長が移民団を結成し、本町勇足地区に入植したことから始まっており、相互の交流は100年を超える長い歴史を有しています。</p> <p>この歴史的交流の背景を受け、平成3(1991)年から、町立勇足小学校と小松島市立立江小学校との交流が開始されました。また、平成11(1999)年からは本町と小松島市の職員による相互派遣研修を実施し、さらに双方のイベント等において特産物の販売を行うなど、教育文化、産業など多方面にわたる活発な交流活動を継続しています。今後も、両都市の住民同士の友好・親善の絆を深めるとともに、交流をさらに発展させることを目指します。</p>
------	---------	--

人材育成

本町においても高齢化の進行により、農林業や商工業の後継者・担い手不足が深刻化しています。また、行政職員を含む地域のリーダー層において、デジタル化やグローバル化に対応できる専門的な知識を持つ人材の育成が喫緊の課題となっています。さらに、地域おこし協力隊の任期終了後の定着率を高めるための、戦略的な起業・就業支援の施策が不足しています。

(2) その対策

移住・定住の促進

本町への移住に関心を持つ方々が、地域での暮らしを段階的に理解できるよう、短期滞在や地域活動を通じて生活を体験できる仕組みをさらに充実させます。具体的には、短期滞在型の受入れや、地域おこし協力隊制度を活用した体験プログラムの拡充に取り組み、移住希望者が町での生活イメージをより明確に持てる環境を整えます。

あわせて、情報発信を強化し、町の魅力や日常の暮らし、支援制度などの情報を分かりやすく届けることで、移住希望者の不安解消と認知度向上を図ります。これらの取り組みを通じて、移住の「入口」を広げるとともに、定住につながる段階的な移住プロセスの構築を進めます。

地域間交流の促進

本町の農産物や観光資源を活かした地域活性化事業を強化し、継続的に町に関わる関係人口の拡大を図ります。また、LINEや専用SNS等を活用したオンラインコミュニティを構築し、町民と地域外の人が日常的に交流する機会を積極的に提供します。

宮城県南三陸町との交流については、中高生による相互派遣研修事業の継続と質の向上を図り、地域防災リーダーやボランティア精神を持つ人材の育成を強化します。

オーストラリア・ミッチェル市及び徳島県小松島市との交流については、民間交流団体が行う経済・文化交流活動に対し、デジタルツールや広報を通じた情報発信支援を強化します。

また、従来の交流に加え、交流から生まれた地域産品やビジネスアイデアを支援し、交流の成果が地域経済の発展に結びつくような事業の連携を推進します。これにより、交流事業の持続性を高めるとともに、次世代への継承を確実なものとしします。

人材育成

地域おこし協力隊を地域活性化の重要な人的資源と捉え、農産物のブランディング、観光振興、コミュニティ支援など戦略的な分野に配置し、任期終了後の起業・就業支援(出口戦略)までを見据えた育成を行います。また、地域企業と連携したDX人材育成プログラムを実施し、行政職員も含む地域経済を支える中核人材を育成します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住及び定住並びに地域間交流の促進、人材の育成	(1) 移住・定住の促進	とから東北部移住サポートセンター運営事業 移住定住対策事業 移住定住促進支援事業 本別町しごと体験交流館運営 北海道 UIJ ターン新規就業支援事業補助金	町 町 町 町	
	(2) 地域間交流の促進	姉妹校交流研修(小学校小松島市交流) 本別・南三陸ふるさと交流研修会 本別町受入事業 本別・南三陸ふるさと交流研修会 宮城県派遣事業	町 町 町	
	(3) 人材育成	地域おこし協力隊導入 地域活性化起業人活用事業	町 町	

(4) 総合管理計画との整合

移住・定住を促すための公営住宅の再編・リフォームの実施、及び定住拠点となる施設の整備は、総合管理計画に基づく施設の長寿命化、機能強化、及び効率的な利活用を目的とするものであり、総合管理計画との整合性が確保されています。

口 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

(1) 現況と問題点

農業

本町の農業は、恵まれた自然と豊かな大地のもとで、経営が展開され、畑作・畜産を中心に高い生産性を誇っています。

農業は、主要4品を中心とした畑作や大規模な畜産を基幹産業として発展するとともに、国土や環境の維持・保全など多面的な機能を発揮し、本町の経済社会の基盤として大きな役割を果たしています。

これまで、高齢化等による離農により農家戸数は減少し続けていますが、一方で、一戸当たりの平均経営面積及び飼養頭数は年々増加しており、一戸当たりの農業収入は増加傾向にあります。それに伴い、農地や大型農機具の購入、牛舎等の施設整備等の投資的経費も併せて増大しています。

農業を取り巻く国内外の情勢からみても、人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中で、異常気象や農業生産に必要な資材の価格高騰など、食料供給をめぐる状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。

表7 農家戸数等の推移

年度	農家 総数	専業兼業別農家数			農業従 業者数	耕 地 面 積			
		専業	1種兼業	2種兼業		総面積	田	畑	樹園地
	戸	戸	戸	戸	人	ha	ha	ha	ha
平成 12	437	290	116	31	1,314	10,830	39	10,791	0
平成 17	387	255	117	15	1,158	10,630	33	10,597	0
平成 22	328	242	73	13	976	10,414	48	10,366	0
平成 27	293	259	24	10	847	10,158	47	10,110	1
令和 2	243	—	—	—	707	9,781	3	9,778	0

(農業センサス)

表8 家畜の飼養頭羽数

年度	乳牛		肉用牛		馬		豚		鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
令和元	78	14,035	40	5,440	9	80	2	114	—	—
令和 2	77	13,549	45	5,249	10	79	2	78	—	—
令和 3	72	13,210	42	5,646	9	76	2	104	—	—
令和 4	66	12,629	46	6,129	9	94	1	98	—	—
令和 5	62	12,977	43	6,337	9	88	1	68	—	—

(十勝畜産統計)

林業

本町は広大な森林資源を有していますが、森林所有者や林業従事者の高齢化が進んだことにより、森林の持つ多面的機能(水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収等)を維持するための適切な森林整備が困難になりつつあります。

今後の適切な森林管理を進め、森林資源を将来にわたって活用するためには、森林所有者の経営意欲の向上を図るとともに、林業の担い手の確保及び育成が喫緊の課題となっています。

表9 森林面積(令和6年4月1日現在)

(単位:ha)

区分	総面積	内訳			
		天然林	人工林	無立木地	その他
国有林	9,963	6,471	3,379	14	99
町有林	915	285	612	18	—
民有林	10,608	6,057	3,726	825	—
合 計	21,486	12,813	7,717	857	99

(北海道林業統計)

商工業

町経済を長年支えてきた大規模工場の機能が大きな転換を余儀なくされており、工場の町外移転によって地域活力の著しい低下が危惧されています。地域経済の基幹を担ってきたこれらの産業拠点が、安定的な雇用を生み出す役割を大きく変化させたことにより、雇用の受け皿減少を招き、特に若年層を中心とした人口の社会減を加速させる主要因となっています。

また、既存の商工業においては、経営者の高齢化と後継者不在が深刻な問題であり、長年培われた技術やノウハウが失われ、事業存続自体が困難な状況に直面しています。加えて、町内の産業は小規模事業者の占める割合が高いため、DXやキャッシュレス決済等の導入が遅れています。このため、生産性の向上や新たな販路開拓が十分に進んでいません。

これらの複合的な課題を背景に、地域経済の持続的発展を実現するため、産業構造の多角化・転換と事業承継・生産性向上に向けた構造改革が喫緊の課題となっています。

表 10 商業の推移

年次	業種別	総数							
		一般卸売業	小売業					その他	無店舗
			織物・衣服・身の回り品	飲食料品	機械器具				
平成28年	事業所数(件)	93	11	82	7	18	11	41	5
	従業者数(人)	438	51	387	17	120	56	178	16
	年間販売額等(百万円)	15,108	2,564	12,544	175	2,319	1,248	7,374	1,428
令和3年	事業所数(件)	89	13	76	7	18	12	35	4
	従業者数(人)	429	64	365	16	120	56	154	19
	年間販売額等(百万円)	14,479	2,950	11,531	105	2,113	872	7,317	1,124

※令和3年の年間販売額等については端数処理により一致しない。(経済センサス - 活動調査)

表 11 工業の推移

年次	産業別	総数						
		食料品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	印刷・同関連業	窯業・土石製品製造業	生産用機械器具製造業	
令和元年度	事業所数(件)	11	5	1	2	1	1	1
	従業者数(人)	220	152	4	31	11	18	4
	製造品出荷額等(百万円)	31,702	30,403	×	×	×	×	×
令和2年度	事業所数(件)	10	5	1	2	1	1	
	従業者数(人)	207	152	4	27	12	12	
	製造品出荷額等(百万円)	27,782	26,565	×	×	×	×	×

※「×」は、秘匿(工業統計調査)

企業誘致

工業団地等のインフラが不足しているほか、地理的条件や、進出企業が求める高度な技術を持つ人材の確保がハードルとなり、新たな企業の誘致が停滞しています。

特に、税源涵養に資する製造業や、若年層の定着につながる高付加価値型のIT・サービス産業の誘致が進んでおらず、産業構造の多角化と転換が喫緊の課題となっています。

起業促進

町内の商工業は、構造的な経済変化により地域活力が大きく低下しており、これに伴い新たな雇用の創出が急務となっています。しかし、新たな産業の担い手となる起業・創業の動きが停滞しているのが現状です。

特に、観光など地域資源を活かした高付加価値型の「第二創業」や、「新規創業」を志す人材に対する事業計画策定をはじめとする専門知識の提供など、総合的な支援体制が不足しています。

また、近年では数件の起業事例が見られるものの、さらなるUターン・Iターン者による起業家誘致を進めるため、地域経済に外部の活力を取り込むための仕組み構築が課題となっています。

観光

本町は、本別公園をはじめとする豊かな自然資源や、義経伝説といった歴史的・文化的資源、そして道の駅などの交流拠点といった魅力ある観光資源を有しています。しかし、これらの資源を連携させた広域的な観光ルートの開発や磨き上げが不足しているため、地域経済への継続的な波及効果が限定的です。

また、観光情報を効果的に発信するデジタルマーケティング(ウェブサイト、SNS、オンライン予約システムなど)が十分ではありません。その結果、特に若年層や個人旅行者への情報到達度が低く、交流人口の拡大に至っていません。

さらに、義経の里御所などの比較的安価な宿泊施設は存在するものの、ペットと泊まれるホテル等が無いため、多様化する旅行ニーズに対応できていません。

表 12 観光客入込数の推移

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入込数	543,318 人	400,387 人	400,009 人	481,691 人	509,830 人	496,327 人

(未来創造課)

(2) その対策

農業

本町農業の持続的発展を図るため、令和5年度に策定した「本別町農業基本構想」に基づき、関係機関と連携を密にして、諸施策の実現に向けた取組みを推進します。

具体的には、ICTを活用した先端技術(スマート農業)の導入や、新たな技術習得に対する支援、そして担い手確保対策として新規就農者や親子間継承等により新たに経営者となった農業者への支援などの取組みを推進します。

さらに、安心安全な農畜産物を安定供給していくため、環境保全型農業の推進による肥料・農薬のコスト低減や、農業機械の共同利用や作業受託事業者の活用、農作物の収量・品質向上に向けた合理的な技術確立など、良質な農畜産物の生産性向上と経営の安定化を図るとともに、病虫害防除や家畜の飼養及び地域農業者の飲料用として必要な水道水の安定供給のため、営農用水道施設の維持更新を行います。

林業

森林の多面的機能維持のため、適切な間伐をはじめとする森林施業を計画的に進め、林業の持続可能な経営体制を確立します。

地域材の需要拡大に向けた取り組みとして、公共施設や町営住宅での利用を促進し、地域経済への貢献度を高めます。また、公共施設等への将来的な熱源確保等に向け、未利用間伐材や林地残材の利活用を検討し、林業の持続可能な体制を目指します。

商工業

商工業の持続的な発展を図るため、商工会と連携し、事業承継支援とDX導入促進を両輪として重点的に推進します。事業承継支援においては、既存事業の存続と安定化を最優先で図るための支援体制を強化します。また、小規模事業者向けのDX導入(キャッシュレス決済、ECサイト開設、クラウドサービス導入など)を促進することで、生産性の向上と販路の拡大を図ります。

これに加え、地域内経済の活性化に向けた施策の実施を検討するとともに、地域の担い手が定着できる良質な雇用を生み出す企業の誘致を戦略的に推進します。

企業誘致

地域の経済構造の多角化と安定化を図るため、町の強みである農産物加工分野や製造業・物流業の誘致など、特定の分野に特化した戦略的な企業誘致を推進します。この誘致活動を実効性のあるものとするため、工場跡地を含めた産業インフラの有効活用を図るとともに、工業団地や遊休施設の情報提供を強化します。また、誘致企業の初期投資負担を重点的に軽減する目的から、国、北海道、及び本町の様々な優遇制度を最大限に活用した支援策を講じます。特に、過疎法に基づく税制上の優遇措置を適用できるよう、積極的に支援を行います。

さらに、企業誘致の効果を地域全体に波及させるため、誘致企業と地域内の商工会、地元高校・大学校との連携を強化します。これにより、進出企業のニーズに合わせた地域人材の育成と、安定的な雇用創出の実現を目指します。

起業促進

新たな産業の芽出しと雇用の創出を加速させるため、起業促進策を重点的に展開します。特に、地域外からの起業家誘致を進め、農産物加工、観光関連、IT分野など、地域資源を活かした新規事業の創出を強力に支援し、地域経済への外部活力の取り込みを図ります。

施策の一環として、地域資源を活かした新規事業や、既存事業の承継を伴う第二創業に対し、商工会と連携し事業計画策定、資金調達、マーケティング等に関する一貫した伴走支援を実施します。

また、町内での新規起業や新たな分野への進出を促すため、本町独自の奨励金制度である「起業家等支援事業」を推進し、対象経費の一部を助成します。

さらに、地域外からの意欲ある起業家を誘致するため、UIターン新規就業支援事業(移住支援金)や移住定住促進支援事業と連携し、起業家を対象とした引越し費用や家賃の助成などを組み合わせることで、移住・定住を一体的に促進します。これらの施策を通じて産業構造の転換を促し、若年層の定着につながる多様で良質な雇用機会の創出を目指します。

観光

観光開発を推進するため、「町総合計画 後期基本計画」に定める交流人口拡大の目標に基づき、観光施策を加速します。義経の里本別公園におけるオートキャンプ場整備を核とした滞在型観光を強力に推進し、周辺自治体と連携した広域観光ルートへの組み込みを図ることで、本町への周遊を促します。

また、観光協会等と連携し、本町の自然や食を活かした体験型観光コンテンツの開発を検討するとともに、情報発信については、SNSやデジタル媒体を活用した情報発信を強化することで、交流人口の拡大と、地域経済への継続的な波及効果の創出を目指します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	道営畑地帯総合整備事業 本別2地区	道	
		道営畑地帯総合整備事業 本別3地区	道	
		道営農地整備事業(基幹農道整備)西仙美里地区	道	
	林 業	農業施設維持事業	町	
		農業施設整備事業(農地耕作条件改善事業・畑作等促進整備事業)	町	
		勇足地区 基幹水利施設管理事業	町	
	(4) 地場産業の振興	営農用水施設管理費	町	
		営農用水施設機器更新事業	町	
	(5) 企業誘致	民有林造林促進事業	町	
		私有林等整備事業	町	
(6) 起業の促進	本別町農産物加工施設等管理運営事業	町		
	企業誘致促進事業	町		
(7) 商 業 その他	起業家等支援奨励事業	町		
	商工会育成事業	町		
(9) 観光又はレクリエーション	商工活性化センター運営事業	町		
	中小企業融資事業	町		
	交通公園ゴーカート運営事業	町		
	義経の館運営事業	町		
	御所運営事業	町		
	義経の里休憩所運営事業	町		
	遊歩道維持、巡視業務	町		
	キャンプ村維持整備事業	町		
	本別公園オートキャンプ場整備事業	町		
	本別町観光協会	団体		
(10) その他	観光情報センター維持管理事業	町		
	観光パンフレット発行事業	町		
	コミュニティセンター(道の駅)施設維持管理事業	町		
	本別町営農指導対策協議会	団体		
	グリーンサポートセンター運営事業	団体		

		鳥獣被害防止総合対策事業 農業振興人材育成事業 新規就農者等支援事業 土づくり奨励特別事業 種子生産奨励事業 環境保全型農業直接支払事業 酪農ヘルパー事業補助金 ラウンベ牧場管理運営事業 有害鳥獣捕獲事業 有害鳥獣による農林業被害低減支援事業(残滓回収事業) 有害鳥獣捕獲推進事業(狩猟登録補助事業) 狩猟免許取得推進事業(新規取得補助事業)	町 町 町 町 町 町 団体 団体 町 町 町 町	
	過疎地域持続的発展特別事業分 その他	本別きらめきタウンフェスティバル きらめきフェスタ実行委員会補助金 【事業内容】 農業、商工業、観光団体が一丸となり、広く町内外から誘客する町最大のイベント開催運営に対する支援を行う。 【事業の必要性】 イベントを核とした誘客を進め、当町で生産・販売される良質な農畜産物をPRするとともに、商工業の経済的な波及効果の向上と観光振興を図る必要がある。 【見込まれる効果】 基幹産業である農業の振興と、商工業及び観光産業の発展、更には町民参加・町の活性化を目指した取り組みの充実が図られます。	団体	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
本別町全域	製造業、情報通信業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

なお、産業の振興については、必要に応じて近隣市町村等との連携に努めます。

(5) 総合管理計画との整合

観光拠点(本別公園等)の機能強化は、総合管理計画に基づく既存施設の長寿命化と多機能化を図るものです。本計画における産業振興のための施策は、新規施設の整備を極力抑制し、既存ストックの有効活用を通じて地域経済の発展を目指すという、総合管理計画の基本的な考え方に整合しています。

ハ 地域における情報化に関する事項

(1) 現況と問題点

電気通信施設等情報化のための施設

本町はこれまで、国の交付金などを活用し、光ケーブルによる高速通信網の整備や、テレビ中継局の設置によるテレビ放送難視聴地域の解消を図り、町民の情報格差是正に努めてきました。しかし、整備から10年以上が経過し、各施設及び設備・機器等が老朽化してきており、町民の生活水準を維持するためにも、今後、通信環境・電波環境の安定確保が喫緊の課題となっています。

特に、テレビ放送設備の老朽化については、本別テレビ中継局の更新を令和7年度に完了させましたが、本別沢ミニサテライト放送局については更新が必要な状況です。

また、防災行政無線のデジタル化を令和元年度から令和2年度にかけて進め、令和3年度より新システムの運用を開始していますが、このシステムの安定運用と、より効果的な情報伝達手法の検討が必要です。さらに、町内においては、第5世代移動通信システム(5G)など新たな技術を利用できる環境整備が不十分であり、これらの利便性や産業上の恩恵を享受できていません。

情報化・デジタル技術活用

Society5. 0の実現による技術革新は、労働力不足や居住地・年齢等に起因する様々な課題を解決する可能性を秘めています。しかし、行政DXの面では、行政内部の縦割りやデータの全国統一規格化の遅れから庁内・庁外を跨いだデータ連携が不十分であり、行政サービス提供の効率性向上が課題です。また、特に高齢者にとってはこれら最新の情報通信技術に対応し続けることが困難であるため、情報格差(デジタルデバイド)の解消に向けた学習機会の提供と啓発が重要な課題となっています。

(2) その対策

電気通信施設等情報化のための施設

地域における持続的な情報化を推進するため、まず老朽化した光ケーブル網やテレビ中継局等の既設基盤について、引き続き、計画的な更新・維持管理を支援し、町民の生活に不可欠な通信環境・電波環境の安定確保に努めます。また、整備済みの防災行政無線の安定的な運用を図りつつ、通信技術の多様化に対応したより効果的な情報伝達手法についても引き続き検討します。

これに加え、サービス提供事業者と連携し、加入メニューの充実や新たなブロードバンド活用を検討することで、ケーブルインターネットサービスの加入率の向上を図ります。さらに、民間事業者に対し、町内全域での第5世代移動通信システム(5G)の早期整備を強く要望し、新たな技術を利用できる環境整備を促します。これらの取り組みを通じ、新たな通信技術の導入に向けた環境整備を推進し、情報社会への対応を図ります。

情報化・デジタル技術活用

行政DXを最重要課題と位置づけ、行政内部のデータの全国統一規格化とクラウド技術の活用を推進し、行政手続きのオンライン化を加速させます。また、この新たな技術環境を最大限活用するため、高齢者層を含む全住民に対し、スマートフォン利用や新たなサービス活用を促す学習機会の提供や啓発を積極的に進め、情報格差(デジタルデバイド)の解消に取り組みます。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における情 報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設	テレビ難視聴地区解消事業	町	
	(2) 情報化・デジタル 技術活用	小中学校 AI 型学習ドリル導入事業 図書館情報システム事業 健康管理システム標準化事業 上下水道DX推進事業 戸籍総合システム運用 法人請求オンラインサービス利用 緊急通報システム装置設置 LINE を活用した行政情報配信システム等構築事 業 森林計画事業(電算システム等使用料) 地域情報通信基盤整備事業	町 町 町 町 町 町 町 町	
	(3) その他	地域活性化企業人材派遣事業	町	

(4) 総合管理計画との整合

地域情報通信基盤(光ファイバー等)の整備は、公共施設等の管理・監視の遠隔化・効率化を可能とし、将来的な維持管理コストの削減に貢献します。行政 DX は、窓口機能の集約化を促進し、施設総量の適正化に間接的に貢献し、総合管理計画との整合性を確保します。

二 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

(1) 現況と問題点

市町村道

町内には、生活や産業活動に不可欠な道路、橋梁、河川構造物等の交通インフラが多く存在しますが、これらの多くは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、老朽化が急速に進行しています。特に、橋梁の長寿命化修繕は喫緊の課題であり、「本別町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた予防保全を押し進める必要がありますが、厳しい財政状況の中、更新・修繕に必要な財源の確保が困難となっています。

また、本別 IC 周辺のアクセス道路や、高速道路の利用者が市街地へ向かう際に流入する主要町道について、交通量の増加に対応するための強化・改良が課題となっています。さらに、人に優しい道路づくりのため、市街地中心部や主要な通学路における歩道部分のバリアフリー化が遅れており、高齢者や障がいを持つ方の安全な移動が課題となっています。

表 13 町認定道路の推移

年度	実延長 km	改良済		舗装済		橋梁数
		延長 km	率 %	延長 km	率 %	永久橋 カ所
令和 2	457.7	314.8	68.8	254.6	55.6	150
令和 3	457.7	314.9	68.8	254.9	55.7	150
令和 4	457.7	315.0	68.8	255.0	55.7	150
令和 5	459.8	317.6	69.1	257.4	56.0	151
令和 6	459.8	317.6	69.1	258.1	56.1	151

(建設水道課)

公共交通

路線バス等の公共交通は、少子高齢化や過疎化の進行、及びマイカー保有率の高さにより利用者が年々減少しており、路線の維持が極めて困難な状況にあります。特に、既存の生活維持路線(鉄道代替バスや地域内バス等)は、交通弱者である高齢者や高校生にとって必要不可欠な生活の足となっていますが、利用者減少傾向に歯止めがかかっていません。また、既存の公共交通は定時定路線型が中心であるため、早朝・夜間や細分化された集落への対応が難しく、多様化する地域住民の移動ニーズに柔軟に対応できる新たな移動サービスの検討が喫緊の課題となっています。

表 14 町内の公共交通路線(令和7年12月1日現在)

路線名	運行主体	行き先等		
帯広陸別線	十勝バス	帯広 ←→ 陸別 9便、土日祝 7便		
太陽の丘循環バス	本別町	本別市街地循環線 2系統 8便(土日祝運休)		
へき地患者輸送バス	本別町	郊外 ←→ 本別市街地 押帯線、活込・美里別東線、仙美里線、美里別・拓農線、新生・月見台・明美線の5系統 曜日ごとに1系統につき1往復(土日祝運休)		
高齢者等生活交通支援事業	本別町	区分	満たすべき詳細条件	備考
		居住地	本別町に住民票があること	-
		移動手段	日常的に、ご自身で自動車の運転・利用が困難な状況にあること。	自力での自動車の運転・利用が困難であること。
		年齢・身体状況	以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当すること。 (ア) 満65歳以上であること。 (イ) 満65歳未満で、指定の公的な認定等がある方。 1. 身体障害者手帳(1級~3級)、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付 2. 自立支援医療または療育医療の給付 3. 要支援認定または要介護認定 4. 障がい者年金を受給している	(イ)の場合は証明書類が必要です。

(企画財政課)

その他

北海道横断自動車道(道東自動車道)の阿寒IC～釧路西IC間が令和6年12月に開通したことにより、釧路市・釧路空港からのアクセスは大幅に向上し、地域経済の活性化に大きな好機が生まれました。しかし、この新たな広域ネットワークを本町の観光や経済に直結させるための具体的な誘客施策、特に釧路方面からの観光客を本町内に立ち寄らせるための情報発信や二次交通の確保が喫緊の課題となっています。また、厳寒冷地である本町にとって、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は最重要課題ですが、除排雪作業の担い手の高齢化や人手不足が深刻化しており、安定した除雪体制の維持が困難になりつつあります。

(2) その対策

市町村道

産業経済活動の維持と住民の安全確保のため、まず北海道横断自動車道の開通効果を最大化するため、本別 IC 周辺のアクセス道路や高速道路へ繋がる町道の強化・改良を推進し、物流や観光を支える広域的な道路網の利便性向上に努めます。また、「本別町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な修繕・架換を計画的に実施し、インフラの長寿命化を図るとともに、都市計画道路、未整備町道及び主要な通学路の計画的な整備を一層推進します。さらに、歩道のバリアフリー化や、ゆとりある歩道の整備を促進し、高齢者や障がいを持つ方も安全に通行できる、人にやさしい道路づくりを進めます。

公共交通

地域住民の暮らしと産業活動を支えるため、交通弱者の日常生活を支える公共交通の維持・確保に努めます。既存の生活維持路線については関係機関と連携し、運営補助を継続することで安定運行を確保し、町民への利用促進キャンペーンを積極的に展開します。また、将来的な持続性を確保するため、AIやデジタル技術を活用したデマンド交通システムなどの導入に向けた実証実験や調査研究を進め、高齢化が進む農村部や交通弱者の移動ニーズに対応できる、柔軟で効率的な交通体系への再構築を検討します。

その他

北海道横断自動車道の開通による釧路方面からの利便性向上を最大限に活かすため、安全で円滑な地域交通を確保することにより、その効果を地域経済に結びます。「本別IC」を玄関口とした立ち寄り促進策を講じ、広域交流拠点からの観光客向け二次交通アクセスの確保について、関係機関・事業者と連携して検討を進めます。

特に、高速道路利用者に向けた情報発信や、地域の「食」など観光資源と連携した誘客キャンペーンを積極的に展開し、観光振興と交流人口の拡大に結びます。また、冬季交通の安全確保対策として、除排雪作業の効率化を図るとともに、除排雪作業の担い手確保に向けた方策を講じ、住民生活と物流を支える安定した除雪体制の維持を図ります。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	道路整備事業 美里別川沿道路改良舗装工事 負箆西4線道路改良舗装工事 押帯池田間道路改良舗装工事 町道北西2条通り(バリアフリー)工事	町	
	橋りょう	本別町橋梁長寿命化修繕計画事業 愛のかけ橋、美里別橋、東8号、水道橋、本別橋、雲竜橋、仙翠橋、幸栄橋、豊永橋、第3牧	町	

		栄橋、第6号橋、第10号橋		
	(3) 林道	林道等整備・維持管理事業	町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械更新事業	町	
	(9) その他	ふるさと銀河線代替バス振興会議補助金	団体	
		へき地患者輸送バス運行事業	町	
		高齢者等生活交通支援事業	町	
		太陽の丘循環バス事業	町	
		地方バス路線運行維持対策補助	民間	
		町道・町河川の維持管理	町	
		区画線工事		
		町道補修工事		
		緊急浚渫推進事業総事業費		
		町道防災対策補修工事		

(4) 総合管理計画との整合

道路、橋梁等の整備・改修は、総合管理計画のインフラ系施設の長寿命化計画に基づき、緊急性の高い箇所から計画的に実施します。これにより、将来的な大規模更新費用の集中を防ぎ、コストの平準化を図ります。本計画に記載された全てのインフラ施設に関する施策は、総合管理計画の基本的な考え方と整合しています。

ホ 生活環境の整備に関する事項

(1) 現況と問題点

水道施設

水道は、住民生活に不可欠な最重要ライフラインであり、上水道、簡易水道及び営農用水道を合わせた普及率は高い水準にあります。人口減少が続く中で、今後も安全かつ安定的な供給を継続するための課題は山積しています。人口減少に伴う水需要の減少や物価高騰等により経費が増大する中、いかに水道事業経営を持続していくかが大きな課題となっており、業務の抜本的な改革が求められています。

加えて大規模災害発生時の断水リスクに備えるための水道施設の基幹施設と基幹管路の耐震化、及び建設から年数を経た老朽施設・管路の計画的な更新も継続的な課題です。さらに、人口減少に伴い水道事業の収益環境は厳しさを増しており、施設の更新・耐震化に必要な財源の確保や、水道技術の継承、効率的な事業運営を図るための組織機構の見直しも不可避な課題となっています。

表 15 上水道等の給水状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
給水区域内戸数(戸)	2,588	591	2,536	588	2,481	599	2,455	581
給水区域内人口(人)	4,597	1,375	4,458	1,346	4,337	1,346	4,256	1,285
給水戸数(戸)	2,574	461	2,522	469	2,468	484	2,443	471
給水人口(人)	4,573	1,104	4,434	1,089	4,317	1,102	4,237	1,056
最大給水量(m ³ /日)	1,813	1,214	1,771	1,267	1,755	1,382	2,160	1,566
1人1日最大給水量(ℓ)	396	1,099	399	1,163	407	1,254	510	1,483
普及率(%)	99.48	80.29	99.46	80.91	99.54	81.87	99.55	82.18

(建設水道課)

下水処理施設

生活環境の衛生向上を目的とした公共下水道事業は進められていますが、依然として公共下水道の未整備区域が存在しており、生活排水処理の普及率向上が継続的な課題です。また、公共下水道が整備されている区域においても、終末処理場や管渠など下水道施設が建設から年数を経過しており、老朽化が進行しています。

特に、老朽化した機器については、故障リスクや処理効率の低下を招いており、施設の健全性を維持するための計画的な更新が不可欠です。公共下水道区域外の地域においては、引き続き個別排水処理事業(合併浄化槽)を推進する必要がありますが、こちらも設置後の適切な維持管理や、経年劣化による修繕が課題となっています。さらに、汚水処理で生じる汚泥については、処理後の処分方法や、長年継続してきた農地への肥料としての還元(資源化)の持続可能性についても、資源循環の観点から検討を継続する必要があります。

表 16 公共下水道の整備状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画区域面積(ha)	370.3	370.3	363.3	363.3	363.3
事業計画区域人口(人)	4,544	4,449	4,305	4,182	4,109
汚水管渠延長(m)	51,590	51,590	51,590	51,590	51,590
処理区域面積(ha)	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0
処理区域内人口(人)	4,506	4,378	4,244	4,117	4,041
水洗化人口(人)	4,192	4,103	3,990	3,883	3,834
合併浄化槽整備区域内人口(人)	2,151	2,053	2,022	1,978	1,901
合併浄化槽整備人口(人)	1,170	1,173	1,202	1,113	1,093

(建設水道課)

廃棄物処理施設

一般廃棄物処理は、十勝圏複合事務組合くりりんセンターでの広域共同処理に移行しましたが、処理方式の変更に伴い、本町が誇っていたリサイクル率が低下したことが大きな課題です。住民への意識啓発や分別方法の周知を強化し、リサイクル率の回復に努める必要があります。し尿処理についても広域共同処理を行っていますが、燃料高騰等による、し尿搬送助成金の支給継続など、安定的な処理体制を維持するための財政支援が課題となっています。

火葬場・墓地

昭和54年に整備された火葬場は、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が深刻であり、特に炉の補修を定期的に行いながら施設の延命を図っていますが、抜本的な長寿命化対策や新たな施設整備の検討が喫緊の課題です。

また、高齢化等によりお墓を継ぐ人がいない世帯が増加しており、使用墓地の返還や永代供養への改葬が進んでいることから、公営墓地の今後のあり方(縮小化等)についても検討が必要です。

消防施設

複雑多様化する災害に的確迅速に対応するため、平成28年にとちか広域消防事務組合が発足し、出動体制の強化が図られました。

一方、消防防災の活動拠点である消防庁舎は、昭和48年建設の合同庁舎であり築50年以上が経過し老朽化が著しく、さらに洪水浸水想定区域内に立地しているため、災害対応拠点としての機能持続性に重大な懸念があります。加えて、車両の大型化や資機材整備により車庫の狭隘化対策が急務です。このため、災害対応能力を最大限に発揮できる機能水準の高い災害防災拠点として、消防庁舎の移転新築整備が最重要課題となっています(令和11年度供用開始予定)。

また、消防団拠点施設の老朽化や、消防車両の更新、消防水利の新設など、地域防災力の充実強化が求められています。

公営住宅

本町における公営住宅の多くは建設から相当な年数が経過し老朽化が進行しており、その適切な維持管理と修繕に係るコスト負担の増大が課題となっています。

また、世帯構成の変化等に伴い、高齢者単身世帯や子育て世帯など、多様な居住ニーズが高まっているにもかかわらず、既存住宅の仕様がこれらに対応できていない状況にあります。

このため、「本別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の長寿命化を図りつつも、管理戸数の縮減化と、高齢者や子育て世帯を含む誰もが安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した住宅整備を並行して推進することが喫緊の課題となっています。

公園

町内の都市公園施設は、「本別町都市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具や施設の計画的な維持管理と更新を進めていますが、依然として多くの施設で老朽化が進行しています。特に、建設年代が古い施設については、経年劣化による安全性の問題や、修繕費の増大が継続的な課題となっています。

また、少子高齢化や核家族化が進む中で、公園の利用形態や利用者のニーズが多様化しており、既存の公園が幼児から高齢者、そして身体の不自由な方も含めた多様な利用者のニーズに十分に応えられていないという課題があります。加えて、公園の維持管理における人的・財政的負担の増加も、将来的な持続可能性を脅かす要因となっています。

その他

本町の人口は減少傾向にある一方で世帯数は横ばいで推移しており、核家族化の進展に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加しています。「本別町住生活基本計画」においても指摘されている通り、高齢化の進展は冬期間の除排雪作業や住宅の維持管理において、高齢者世帯の大きな負担となっています。

このような背景から、公営住宅以外の一般住宅においても、町民が住み慣れた地域で安全かつ快適に暮らし続けることができる居住環境の整備が喫緊の課題となっています。

また、町内に点在する住宅空き家の増加は、適切な管理がなされない場合に、居住環境の悪化や景観保全上の問題を生じさせるだけでなく、地域コミュニティの活力低下を招く要因となっています。

(2) その対策

水道施設

住民生活に不可欠なライフラインの強靱化と安定供給を継続するため、「本別町水道ビジョン」及び「本別町水道事業経営戦略」に基づき、対策を総合的に推進します。今後も持続的な水道事業経営を行っていくために、DXの視点を取り入れ、デジタル技術を活用した新たなシステムや設備の導入により業務の効率化を図ります。

これと並行して、基幹施設と基幹管路の耐震化を計画的に進め、大規模災害時における安定した水の供給確保と危機管理体制を強化します。

また、建設から年数を経た老朽施設・管路については、アセットマネジメント手法の導入による計画的な更新や管網化を推進します。厳しい経営環境に対応するため、中長期的な財政収支計画の策定と検証を継続し、必要な財源確保に努めるとともに、広域化(近隣町村との連携)や外部委託の活用を含めた組織機構の見直しを検討し、持続可能な事業運営体制を確立します。

下水処理施設

生活環境の衛生向上と水域の保全を図るため、「本別町公共下水道事業計画」に基づき、住民ニーズを勘案し公共下水道の未整備区域の計画的な整備を進めます。これと並行して、終末処理場や管渠など下水道施設については、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した機器の計画的な更新を実施し、施設の長寿命化と安定稼働を確保します。

公共下水道区域外の地域においては、引き続き個別排水処理事業を推進し、生活排水処理の普及率向上に努めます。また、これらの下水道施設の維持管理については、経営環境の厳しさを考慮し、アセットマネジメント手法の導入による投資の最適化と効率的な事業運営を図ります。汚水処理で生じる汚泥については、引き続き農地への肥料として環元する資源化を継続・強化し、持続可能な資源循環の仕組みを維持・強化します。

廃棄物処理施設

一般廃棄物処理は、広域共同処理体制を維持しつつ、処理方式の変更により低下したリサイクル率の回復を最重要課題とし、住民向けの意識啓発や分別方法の周知徹底を強化します。

し尿処理については、広域共同処理による安定的な処理体制を維持するため、燃料高騰等によるし尿搬送助成金の支給継続など、処理業者への財政支援策を講じます。

火葬場・墓地

施設の老朽化が著しい火葬場については、傷みが激しい炉の補修等による施設の長寿命化に最大限努めるとともに、将来的な需要を見据え、新たな施設整備を含めた抜本的な対策について検討を急ぎます。

また、高齢化等によるお墓の継承問題に対応するため、公営墓地の維持管理方法や今後のあり方(縮小化等)について、実態調査を踏まえた検討を進めます。

消防施設

複雑多様化・大規模化する災害に的確かつ迅速に対応できる機能水準の高い災害防災拠点とするため、老朽化・狭隘化が著しく、浸水想定区域内にある消防庁舎については、令和11年度の供用開始を目途に、安全な場所への移転新築整備を急務として推進します。

また、地域防災力の要である消防団拠点施設の計画的な整備や、消防車両の更新、災害時にも活用可能な

消防水利の新設など、年次計画に基づいた消防力の充実強化に努めます。

公営住宅

誰もが安心して快適に暮らせる居住環境を整備するため、「本別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化の状況を踏まえた計画的な維持管理と管理戸数の縮減化を図ります。あわせて、高齢者や子育て世帯に配慮したユニバーサルデザインの視点を取り入れた公営住宅及び周辺環境の整備を進めます。

公園

「本別町都市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設や遊具等の計画的な維持管理と施設更新を継続的に実施し、利用者の安全確保を最優先とします。施設の更新・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れ、幼児からお年寄り、体の不自由な方まで、より多くの方が安全かつ安心して利用できる公園整備を図ります。

また、公園の利用促進と維持管理の効率化を図るため、地域との連携を強化し、協働による持続可能な公園運営体制の構築を推進します。

その他

「本別町住生活基本計画」に基づき、公営住宅のみならず民間住宅を含めた町全体の居住環境の向上を推進します。

町民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、住宅のバリアフリー化や、高齢者・身体障がい者等に配慮した改修の普及啓発を支援します。また、高齢者世帯の負担軽減のため、冬期間の住宅の除排雪支援策についても、持続可能な仕組みづくりを検討します。

空き家対策については、同計画に掲げる適正管理の促進及び利活用を軸に、居住環境の維持、景観保全、地域コミュニティの活性化につなげます。さらに、市街地の空き家や遊休宅地の流動化を促し、周辺環境整備と合わせた魅力ある定住促進施策を展開することで、良質な住宅ストックの形成と住みよいまちづくりを推進します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考	
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設	原水及び浄水施設管理費	町		
		配水及び給水施設管理費	町		
		簡易水道	水道事業管理費	町	
		原水及び浄水施設建設改良事業	町		
		配水及び給水施設建設改良事業	町		
	(2) 下水処理施設	公共下水道	管渠管理費	町	
			処理場管理費	町	
			下水道事業管理費	町	
			管渠建設改良事業	町	
			処理場建設改良事業	町	
	その他	個別排水処理施設管理費 個別排水処理施設建設改良事業	個別排水処理施設管理費	町	
			個別排水処理施設建設改良事業	町	
(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	十勝圏複合事務組合負担金事業(ごみ・し尿)	町		
		池北三町ごみ処理負担金事業	町		
		一般廃棄物処理事業(収集運搬・ごみ袋等取扱)	町		
		資源集団回収奨励金等交付事業	町		
	し尿処理施設	し尿搬送助成金事業	町		

	(4) 火葬場	墓地・火葬場管理運営事業 火葬炉設備補修工事	町 町	
	(5) 消防施設	消防施設整備(通信設備) とかち広域消防事務組合負担金 消防施設設備(消防署車両) 消防施設整備(資機材) 消防施設整備(水利) 消防施設整備(消防署庁舎) 分団詰所施設警備委託業務及び維持費 消防施設整備(団車両)	組合 組合 組合 組合 町 町 町 町	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 公営住宅等管理業務 ストック総合改善事業	町 町 町	
	(7) 公園	本別町都市公園安全・安心対策事業	町	
	(8) その他	住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業 本別町住宅取得助成交付事業 本別町住宅改修等助成交付事業 空家対策事業	町 町 町 町	

(4) 総合管理計画との整合

上下水道等のインフラ整備は、総合管理計画のインフラ系施設の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・更新(予防保全)を基本とします。また、公営住宅の再編は、老朽化施設の削減と若年層向けストックの確保という、施設の総量削減と機能強化の両面で総合管理計画と整合しています。

へ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

(1) 現況と問題点

児童福祉

本町では、依然として少子化の進行と出生率の長期的な低迷が続いており、これが社会経済全体に深刻な影響を与えるとともに、子どもが健やかに育つ環境形成上の大きな課題となっています。子育て家庭の生活スタイルや価値観が多様化する中で、就学前の教育・保育ニーズも多様化しており、これらに柔軟に対応できるサービスの提供体制の強化が求められています。

また、子育ては大きな喜びをもたらす一方で、肉体的にも精神的にも様々な負担を伴うため、子育てに対する保護者の不安や負担を少しでも軽減できるよう、地域、学校、行政など社会すべての構成員が保護者に寄り添い、子どもの成長を支援することが重要であり、特に子育て家庭の孤立化を防ぐための関係機関との連携強化が不可欠です。加えて、児童虐待の顕在化や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもの貧困の連鎖など、解決すべき課題が数多く残されており、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの幸せを第一に考えた「最善の利益」を追求する取り組みが必要です。

表 17 出生数の推移

年次	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
出生数(人)	26	54	33	32	27	32	30	33	21	24

(住民課)

高齢者・障がい者福祉

本町における高齢化は急速に進行しており、令和2年10月1日時点(国勢調査)で高齢者人口が総人口の41.6%を占め、要介護状態になりやすい75歳以上の後期高齢者の割合も総人口の22.7%となっています。これは、地域における見守り機能や介護サービスの需要が今後、増加することを示しています。

現状、高齢者施設等のサービス基盤は比較的充実していますが、アンケート結果では約6割の高齢者が自宅での生活を希望しており、施設等入所依存の現状と、高齢者の多様なニーズとの間に乖離が生じています。このため、住宅改修支援や、住み慣れた地域で生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の日常生活圏域ごとの展開、さらには低家賃で食事・見守りの付いた高齢者住宅など、在宅生活を支える「住まい」と「生活支援サービス」の確保・充実が喫緊の課題となっています。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあい、ともに働き、ともに生きる「自立と共生の地域社会」の実現が求められています。その実現のためには、地域での在宅生活・自立生活支援の充実が不可欠ですが、障がい者のニーズに合わせたきめ細やかな相談支援体制や、関係機関・団体、企業、ボランティア団体など地域を構成する多様な主体による役割分担の方向性を共有し、障がい者保健福祉を総合的に推進していくことが課題となっています。

福祉総合

介護保険制度が始まって以降、介護予防事業や地域密着型サービスの創設などによりサービス提供体制は整ってきましたが、地域福祉活動の担い手が固定化・高齢化し、次世代に引き継げない状況が見受けられます。介護保険サービスのみでは高齢者の日常生活全体を支えていくことは困難であり、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの構築を継承・発展させ、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」のサービスが切れ目なく提供される「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を推進するために、町民みんなが参加する体制づくりが急務となっています。また、福祉に視点を置いた協働のまちづくりを進めるため、町民が主体となった地域福祉活動を推進し、「第5期地域福祉計画」による地域福祉施策を推進していく必要があります。

健康づくり

すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりのため、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指す健康づくり活動の充実が求められています。特に「本別町こども計画」において、子どもがより健やかに生まれるためには、保健、医療、福祉、教育、地域等の連携のもと、妊娠期から出産、乳幼児期に至るまでの切れ目のない母子保健サービスの提供が必要とされています。また、障がい児・子育て支援対策の充実や思春期保健活動の充実など、子どものライフステージに応じた健康課題への対応も重要です。

また、近年、生活環境の変化や高齢化の進展に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病及びこれに起因した認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な問題となっています。健康づくりは、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり、守る」という意識を持ち、自らの責任において積極的に取り組むことが基本ですが、その意識を高めるための普及啓発や健康づくり活動を支援する環境づくりが依然として不十分です。特に、特定健診・各種がん検診の受診率向上や、健診結果に基づく個別指導の充実が継続的な課題となっています。

表 18 主要死因別死亡数

死因	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	死亡数	割合 (%)	死亡数	割合 (%)	死亡数	割合 (%)	死亡数	割合 (%)	死亡数	割合 (%)	死亡数	割合 (%)
総数	117	100.0	132	100.0	127	100.0	124	100.0	145	100.0	112	100.0
悪性新生物	29	24.8	29	22.0	30	23.6	45	36.3	38	26.2	29	25.9
脳血管疾患	11	9.4	10	7.6	14	11.0	5	4.0	12	8.3	5	4.5
不慮の事故	5	4.3	6	4.5	5	3.9	3	2.4	3	2.1	4	3.6
心臓疾患	19	16.2	29	22.0	28	22.0	17	13.7	26	17.9	19	17.0
肺炎	7	6.0	17	12.9	3	2.4	12	9.7	6	4.1	6	5.4
高血圧疾患	1	0.9	1	0.7	0	0	1	0.8	0	0	3	2.7
結核	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
老衰	6	5.1	7	5.3	8	6.3	5	4.0	9	6.2	2	1.8
その他	39	33.3	33	25.0	39	30.7	36	29.0	51	35.2	44	39.3

(健康管理センター)

(2) その対策

児童福祉

本町は「こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て」を基本理念とする「本別町こども計画」に基づき、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。具体的には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型相談支援を核とした支援を強化するために「こども家庭センター」を中心とした、子育てに関する支援協力人材や地域の自然・施設などの社会資源を有効に活用し、地域全体で子育てを行う環境を整備します。

また、子どもと保護者が希望するときに希望する施設を利用できるよう、子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付の円滑な実施を図り、幼児教育・保育の無償化に加え、対象外となっている2歳児以下のいる多子世帯への子どもの保育料軽減・無償化を継続して家庭の経済的負担を軽減します。さらに、子どもの貧困の把握と支援を重要課題として取り組み、支援を必要とする子どもへの療育の充実を図るため、家庭、学校、児童発達支援センターなど各関係機関の役割を整理し、情報を共有しながら総合的な支援を行える体制を強化します。

そのほか、多様な学びの機会を提供するため、子ども英語チャレンジ事業の実施などを進めます。

高齢者・障がい者福祉

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を最優先で取り組みます。具体的には、「第9期本別町銀河福祉タウン計画」の計画期間(令和6～8年度)において、町内の介護施設等の入所状況や社会環境の変化を考慮しながら、医療関係機関とも連携し特別養護老人ホームに替わる介護サービス提供基盤の構築を進めます。

また、在宅生活の継続を希望する高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護施設の日常生活圏域ごとの展開、住宅改修の支援、低家賃で食事・見守りの付いた高齢者住宅など「住まいの確保」を推進します。

さらに、介護(予防)サービスの充実を図るとともに、在宅医療・訪問看護の体制整備や、介護人材の確保に重点的に取り組みます。

また、ノーマライゼーション理念のもと、「自立と共生の地域社会」の実現を目指し、地域での在宅生活・自立生活支援の充実を図ります。そのために、関係機関・団体や企業、ボランティア団体など、地域を構成する多様な主体が担うべき役割分担の方向を共有し、障がい者保健福祉を推進します。

福祉総合

介護保険制度の適正な運営を推進しつつ、高齢化などにより地域福祉活動の担い手が固定化している状況を改善するため、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を推進します。地域社会全体で福祉活動を協働する仕組みづくりとして、広報活動等を通じて町民みんなが参加する体制づくりを推進します。

「第5期地域福祉計画」に基づく施策を推進し、地域福祉サービスの環境づくり、適切な利用促進、及び地域福祉を推進する担い手・体制づくりに努めます。また、ノーマライゼーション理念のもと、自立と共生の地域社会の実現を目指し、福祉に視点を置いた協働のまちづくりを進めます。

健康づくり

赤ちゃんからお年寄りまでの生涯各期における健康課題を的確に掌握し、健康づくりの推進を図ります。特に、日常における生活習慣の改善や疾病を予防する「一次予防」に一層の重点をおいた対策を推進し、特定健診・各種がん検診・町民ドック・脳ドックの受診率の向上を目指し、きめ細やかな受診勧奨や保健指導を充実させます。高齢者の認知症予防を含む精神保健の充実や、フレイル予防のための成人歯科健診の実施、乳幼児・成人・高齢者を対象とした栄養指導の充実など、全世代を通じた健康増進を支援します。また、予防接種事業やエキノコックス症対策、インフルエンザなどの感染症対策の推進にも継続的に取り組みます。

「本別町こども計画」に基づき、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるための母子保健対策を推進します。具体的には、妊娠期から産後、乳幼児期に至るまでの保健活動の充実を図り、保健福祉・医療・教育との連携を強化することで、切れ目のない母子保健サービスの提供体制を確立します。また、障がい児・子育て支援対策の充実や、思春期保健活動の充実を図り、子どもの生涯各期における健康課題に的確に対応します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	へき地保育所設置事業 児童館管理運営事業 放課後児童健全育成事業	町 町 町	
	(2) 認定こども園	認定こども園施設型給付費 認定こども園ほんべつ整備費事業	町 町	
	(3) 高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム運営費(8年度閉所予定) 特別養護老人ホーム運営費(短期入所生活介護)	町 町	

		事業)(8年度閉所予定)		
	(4) 介護老人保健施設	地域包括支援センター運営事業(地域支援事業) 地域介護予防事業(地域支援事業) 地域介護予防事業(介護予防普及啓発事業) 介護相談員派遣事業(地域支援事業) 介護予防支援事業 介護人材確保対策事業 老人保健施設運営費補助事業 老人保健施設整備費補助事業	町 町 町 町 町 町 町 町	
	(5) 障がい者福祉施設	本別町児童発達支援センター運営 本別町障がい者福祉相談員 障がい者地域生活支援事業 障がい者介護給付費 障がい者地域生活支援事業	町 町 町 町 町	
	(7) 保健センター及びこども家庭センター	母子保健対策事業	町	
	(8) その他	乳幼児等医療費助成事業 地域子ども子育て支援事業(町直営分) 地域子ども子育て支援事業(補助分) 出産祝い金等支給事業 こども誰でも通園制度 ひとり親家庭等医療費助成事業 重度心身障害者医療費助成事業 除雪サービス(市街地～委託・農村部～町) 訪問看護ステーション設置運営負担金 福祉有償運送運営費補助金 こども英語チャレンジ	町 町 町 町 町 町 町 町 団体 団体 町	

(4) 総合管理計画との整合

施設の改修・機能強化は、複合化・集約化の方針に基づき、既存施設の耐震化・長寿命化を優先します。新規施設の整備は厳に抑制し、既存施設の改修を通じて住民サービスを維持することで、総合管理計画との整合性を確保します。

ト 医療の確保に関する事項

(1) 現況と問題点

本町を含む十勝東北部圏域は過疎化が著しく、近年の高度化する専門医療については、多くを二次医療圏の帯広市周辺に依存せざるを得ないという広域的な課題を抱えています。

地域の基幹病院である国保病院は、一次医療圏の初期診療、慢性疾患治療、救急医療を担う町内唯一の入院設備を持つ病院として大きな役割を果たしていますが、医療制度改革による医療費抑制傾向や診療圏域人口減少により患者数が減少し、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、病院財政の健全化が喫緊の課題です。また、町民のかかりつけ病院としての受診率向上も求められています。

さらに、地域医療を安定的に維持するための医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保は依然として最重要課題であり、多様な人材確保と確保した職員の定着化・資質の向上が急務です。国保病院が担う救急医療機能の充実には住民の安全に直結しており、高度医療機器(MRIなど)を整備しつつも、民間診療所、歯科医院などとの病・診連携の強化も継続的に必要とされています。高齢化に伴い、国保病院が提供する地域包括ケア病床や在宅復帰機能の役割が増しており、保健・福祉機関との連携強化や、人間ドック等を通じた予防医療の強化、及び認知症早期発見・予防対策の推進が求められています。

(2) その対策

町民がいつでも安心して適切な医療を受けられるよう、国保病院を核とした地域の医療提供体制の強靱化を図ります。まず、医師・看護師をはじめとする医療従事者の安定的な確保と資質向上を最重点で取り組み、大学や関係機関との連携強化、研究・研修の充実により、信頼される医療スタッフ・医療体制の構築と定着化を図り、病院経営の安定化につなげます。経営面では、経済性・企画能力の向上を図り、病院財政の健全化を推進します。

医療提供体制としては、帯広圏の二次医療圏病院との連携を強化し、広域医療ネットワークの整備充実に努めるとともに、町内診療所等との病・診連携の強化を進めます。国保病院においては、専門医や総合医をバランスよく配置し、町民の「かかりつけ病院」としての機能充実に努め、町民に信頼される病院づくりを推進します。また、救急告示病院として医療スタッフの待機体制・機器の整備を充実させ、救急医療機能を強化します。

予防医療と地域包括ケアの推進のため、人間ドック等の総合検診体制を充実させ、保健・医療・福祉が連携した認知症早期発見・予防対策を推進するとともに、回復期機能病床の提供や在宅医療の強化を通じた地域包括ケアの推進に貢献します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	効率的な病院運営の維持 医療機器整備事業 病院施設設備等更新事業(リース含む) 病院事業の継続的な運営	町 町 町 町	
	(2) 特定診療科に係 る診療施設	外来診療体制維持事業	町	
	過疎地域持続的発 展特別事業分 自治体病院	町国保病院救急医療の確保事業 【事業内容】 医師、看護師の待機、救急病床の確保、感染 病対策に必要な経費を計上し、夜間・休日の救急 医療体制を維持する	町	

		<p>【事業の必要性】</p> <p>本別町国民健康保険病院は、救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急病院であり、医師、看護師の待機及び救急病床の確保等により、夜間、休日の救急医療体制の確保が必要である。</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>地域の基幹病院として、一次医療圏の初期救急、入院設備を備えた町内唯一の病院としての機能充実が図られ、町民の救命確保が図られます。</p>		
--	--	---	--	--

(4) 総合管理計画との整合

地域の基幹病院である国保病院は、住民の生命と健康を守る上で不可欠な最重要インフラ(ライフライン施設)として位置づけられます。そのため、総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化や再編・統廃合の検討においても、国保病院の機能維持と適切な運営は最優先で維持すべき機能となります。病院施設自体が老朽化や大規模修繕の時期を迎える際には、医療提供体制を維持しつつ、施設の長寿命化や効率的な維持管理を計画的に行う必要があります。

さらに、高齢化社会における地域包括ケアシステムの推進という観点から、病院が有する地域包括ケア病床やリハビリ機能を最大限に活用できるよう、周辺の保健・福祉施設との機能的な連携を図ります。これらの施策を通じて、公共施設全体の最適化とのバランスを図り、必要な投資を確保することで、総合管理計画との整合性を確保します。

チ 教育の振興に関する事項

(1) 現況と問題点

学校教育

少子化による児童生徒数の減少が進行しており、学校の小規模化に伴う教育活動の活性化や学校間連携の推進が課題となっています。子どもたちの基礎学力の向上を図るとともに、AIをはじめとする情報科学技術の急速な発展と普及が進む社会の変化に対応するため、「生きる力」を育む教育や社会変化に対応した教育の推進が喫緊の課題です。

教育活動については、子どもたちの将来を見据えた教育環境の充実と、時代のニーズに応えるため、地域の特性を活かした創意に富んだ教育を推進し、学校・家庭・地域が一体となった展開が重要です。また、食物アレルギー対応や地場産品を利用した食育の推進など、学校給食を通じた安全で安心な食の提供と衛生管理の徹底が不可欠です。さらに、特別支援教育の充実や、大規模災害等に備える防災教育の充実など、教育ニーズの多様化への対応も重要な課題となっています。

また、児童生徒が安心して学習活動を展開できるよう、老朽化が進む学校施設の安全面や機能の改善を計画的に図ることも求められています。教職員住宅の老朽化も進んでおり、教職員を確保・定着させるための居住環境の整備も課題の一つです。

表 19 小・中学校数等の推移

年次	小学校				中学校			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
	校	学級	人	人	校	学級	人	人
令和3年	3	20	233	36	2	13	134	30
令和4年	3	20	228	35	2	13	130	29
令和5年	3	21	221	36	2	13	121	31
令和6年	3	18	219	34	2	13	113	26
令和7年	2	15	197	25	2	11	123	28

(学校基本調査)

生涯学習・スポーツ

多様化・高度化する住民の学習ニーズに対応するため、中央公民館を核とした生涯各期に応じた学びの提供と、各種サークルやボランティア団体との連携を通じた地域活動の活性化が求められています。社会教育活動の拠点である公民館や体育施設は老朽化が進んでおり、「本別町社会教育施設等長寿命化計画」に基づいた計画的な整備と機能維持が喫緊の課題となっています。

また、町民誰もが生涯を通じてスポーツ活動や健康づくりに参加できるよう、日常的にスポーツに親しむ機会の提供や指導体制の充実が継続的な課題です。

こうした課題に対応し、より効果的な生涯スポーツ活動を推進するため、現在、「総合型地域文化・スポーツクラブ」の導入に向けて準備中です。このクラブの設立を通じて、地域住民が主体となり運営する体制を確立し、年代や技能レベルに応じた多様な種目やプログラムを提供することで、町民の健康増進と多世代交流を促進し、活動を通じた地域コミュニティの醸成を目指します。

その他

本町にとって、地域社会を支える人材育成の観点から、本別高校の存続は重要な課題です。地域連携のもと、生徒が地域に愛着を持ち、将来地域に貢献できる人材となるよう、学校の魅力向上を図る必要があるため、「本別高校の教育を考える会」などの活動をさらに強化し、本別高校の更なる魅力を創り出すための具体的な活動や支援の強化が継続的に求められています。

地域と学校が連携し、本別高校の特色ある学校づくりを支援するための「本別高校の教育を考える会」への支援や、体育協会等の関係団体に対する補助金のあり方についても、活動の継続性と効率性の両面から検討が必要です。

表 20 高校の推移

年次	高校			
	学校数	学級数	生徒数	教員数
	校	学級	人	人
令和3年	1	3	92	14
令和4年	1	3	77	12
令和5年	1	3	83	11
令和6年	1	3	85	12
令和7年	1	3	86	12

(学校基本調査)

(2) その対策

学校教育

「本別町こども計画」に基づき、全ての子どもがいきいきと成長できるよう、就学前教育・保育の充実に努めます。具体的には、質の高い保育環境の維持と、小学校との接続を円滑化するための連携を強化し、幼少期から切れ目のない教育環境を整えます。

AIをはじめとする情報科学技術の急速な発展と普及が進む社会の変化に対応し、子どもたちが自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携し、教育活動の充実に努めます。具体的には、基礎学力の向上と健やかな体を育む教育の推進、社会変化に対応した教育の推進、及び特別支援教育の充実に努めます。少子化に対応した学校間連携を推進するとともに、老朽化が進む学校施設については、社会状況や教育内容等の変化に対応した計画的な施設整備に取り組み、適切な学習環境を保持します。

児童生徒の発達段階における栄養バランスのとれた献立により、地場産食材を使った安全安心な給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けるための食育指導の充実に努めます。食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の状況に即したアレルギー対応食を提供し、学校給食調理場の衛生管理を徹底します。また、地域の特性を活かした「ふるさと教育」の充実や、防災教育の充実に努めます。

教職員の確保・定着のため、教職員住宅の計画的な整備を進め、適切な居住環境の確保に努めます。

生涯学習・スポーツ

高度化・多様化する町民の学習ニーズに対応するため、社会教育活動や地域活動の拠点となる各施設の適切な機能維持を図ります。特に、老朽化が進む公民館や体育施設については、「本別町社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な改修や備品更新を推進することで、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

図書館事業においては、利用者ニーズの把握を細やかに行い、魅力的な資料の確保と活用に努め、学校との連携による児童生徒の教育力の向上や、地域・学校・ボランティアの協働による読書普及活動を推進します。

地域住民の健康増進と体力づくりのため、町民一人ひとりが年齢や体力に応じて多様なスポーツに親しめるよう、指導体制の充実に努め、誰もが参加できる生涯スポーツ活動の基盤となる環境づくりに積極的に努めます。その実現に向けて、地域住民が主体となり、年代や技能レベルに応じた多様な種目を提供できる「総合型地域文化・スポーツクラブ」の導入を進め、早期の設立を目指します。これにより、多世代交流を促進し、活動を通じた地域コミュニティの醸成を図ります。

その他

本別高校の更なる魅力を創り出すため、地域課題の解決を通じた探究的な学習を支援するなど、地域と学校が連携し多様で特色ある高校づくりを推進します。その核となる「本別高校の教育を考える会」への支援を継続的にを行い、地域に開かれた学校運営と人材育成の強化を図ります。

また、社会教育施設等の整備と活動の充実、スポーツ施設の充実、体育協会等への補助金の適正な運用を通じて、地域活動の活性化を図ります。

リ 集落の整備に関する事項

(1) 現況と問題点

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、地域社会における住民の連帯意識や近所付き合いなどの交流が希薄化しつつあります。集落の維持に重要な役割を担う自治会組織は、町民と行政を結ぶ重要な組織であるにもかかわらず、そのほとんどで役員の高齢化が著しく、新たな担い手不足が深刻化しています。この結果、これまで実施してきた清掃や防犯、祭りなどの伝統的な地域活動の継続が困難となっており、自治会活動そのものをいかに維持していくかが喫緊の課題となっています。

また、全町的組織である本別町自治会連合会も役員の高齢化という課題を抱え、地域全体の活性化に向けた取り組みを強力に推し進めるための基盤強化が不足しています。さらに、自治会活動の拠点となる地域集会施設についても、管理は各地域に委託されているものの、施設自体の老朽化が進行しており、継続的な利用を可能とするための整備・改修が求められています。

(2) その対策

自治会が引き続き集落の維持に重要な役割を担えるよう、自治会活動の活性化と自主運営を促進するための支援を強化します。具体的には、役員等の担い手への負担軽減に資する支援策を検討・実施するとともに、地域おこしの視点を取り入れ、若者や子育て世代の地域活動への参画を促進するための新たな枠組みづくりを支援します。これにより、住民の連帯意識や助け合いの意識を醸成し、地域コミュニティの再構築を図ります。

また、社会情勢の変化に対応できる自治会組織の見直しに向けた検討を支援します。活動の拠点となる地域集会施設については、老朽化対策としての整備・改修を計画的に進め、活動に必要な機能維持を図ります。これらの施策を通じて、地域住民の福祉・文化の向上に貢献する自治会活動の継続と推進を図り、地域全体の活力を維持・向上させる施策を展開します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(2)その他 過疎地域持続的発展特別事業分 集落整備	生活館運営事業 自治会運営費交付金・自治会事務委託交付金 【事業内容】 地域コミュニティの主体的な活動の維持・強化と、行政と住民の橋渡し機能による情報伝達の円滑化を目的とします。 【事業の必要性】 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化により、地域社会における地縁的なつながりや連帯感が希薄化しています。複雑化する地域課題への対応、特に住民同士の「共助」によるコミュニティ活動の基盤維持が不可欠です。同時に、高齢化や世帯の孤立化が進む中で、行政からの通知や避難情報などを全世帯へ確実かつ迅速に周知するためには、住民に最も身近な組織である自治会の協力が不可欠であり、行政と地域が連携する体制を安定的に維持・強化する必要があります。 【見込まれる効果】 自治会の自主的な活動を財政面から支援するとともに、広報活動や各種事務の委託を通じて行政情報が全世帯へ適時適切に浸透し、地域住民の意向を迅速に行政が把握できる体制	町 町	

		<p>が強化されることで、地域の実情に応じた課題解決能力の向上と「協働による町づくり」が推進され、住みよい地域環境の形成と住民生活の利便性、安全性、住民福祉の増進に幅広く寄与します。</p> <p>本別町自治会連合会補助金</p> <p>【事業内容】 自治会連合会の運営や活動に対する補助を行う。</p> <p>【事業の必要性】 自治会間の情報共有などを通じた連携強化や地域づくりの担い手となる人材を育成し、単位自治会活動の自主的な活動から、住みよいまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>【見込まれる効果】 自治会間の連帯意識の高揚や結びつきにより、自治会活動の活性化と住みよい暮らしを実感することができる地域社会の形成が図られる。</p>	町	
		<p>地域集会施設管理運営委託料</p> <p>【事業内容】 自治会活動の活性化と自主運営に対する支援。(地域集会施設の維持管理に要する費用を委託料として交付する)</p> <p>【事業の必要性】 町民の生活価値観の変化や多様化は、これまでの物の豊かさから、心の豊かさへとその志向が変化してきており、人と人とのふれあいや地域がもっていた連帯感が薄れてきている。</p> <p>【見込まれる効果】 地域集会施設の維持管理における自治会の自主的な運営が促進され、施設が地域活動の拠点として安定的に機能することで、住民の利便性と地域活動の継続性が確保されます。</p>	町	

(4) 総合管理計画との整合

地域集会施設については、総合管理計画に基づき、計画的な予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、施設の機能を見直すことで、施設総量の適正化と維持管理コストの平準化に貢献し、総合管理計画との整合性を確保します。

又 地域文化の振興等に関する事項

(1) 現況と問題点

本町には、歴史的・文化的な資料館、公民館、図書館等の文化施設があり、町民の文化活動や学習活動の拠点として機能していますが、これらの施設を利用した幅広い文化・学習活動を推進する上で、多くの町内外の人が利用しやすい施設整備が継続的な課題となっています。

また、少子高齢化と人口減少の進行に伴い、地域に根差した祭りや伝統芸能といった固有の地域文化や伝統の継承を担う人材が不足しており、特に若年層への技術や知識の継承が困難になりつつあります。この担い手不足は、地域への愛着や一体感を醸成する伝統行事の継承そのものを危うくしており、地域文化の衰退を防ぐための積極的な支援と仕組みづくりが求められています。さらに、史跡や文化財などの歴史的資源の維持管理についても、専門的な知見と継続的な費用が必要であることから、その適切な保全が課題となっています。

(2) その対策

地域への愛着と誇りを育むため、地域文化や伝統を将来にわたって継承し、さらに振興させるための施策を総合的に展開します。まず、文化活動や学習活動の拠点となる資料館、公民館、図書館等の文化施設の機能を見直し、多くの町内外の人が利用しやすいよう適切な整備や改修を検討します。特に、伝統の継承については、地域文化団体への支援を強化するとともに、学校教育や生涯学習の場を活用し、子どもや若者が地域の伝統や歴史に触れ、継承活動に参画しやすい仕組みづくりを推進します。

また、町民が自発的に文化活動に取り組めるよう、多様なニーズに対応した学習機会を提供し、文化活動サークルやボランティア団体との連携を深めます。歴史的資源である史跡や文化財の適切な維持管理を行うとともに、これらを活用した地域交流や観光振興にも資する取り組みを推進します。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 その他	資料館施設工事(エアコン・暖房工事)	町	
	(2) その他	本別義経太鼓保存会補助金 資料館維持管理 地域志向型企画展示の充実	団体 町 町	

(4) 総合管理計画との整合

文化施設の改修は、機能強化と長寿命化を優先し、バリアフリー化や多目的・多世代利用を促進します。これにより、既存ストックの価値向上を図り、総合管理計画との整合性を確保します。

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

(1) 現況と問題点

本町は、2024年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする明確な目標を掲げています。しかし、町内で導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電のみであり(2024年3月末時点の累計導入容量は約5,869kW)、エネルギー源の多様化が十分に進んでいないことが、今後のゼロカーボン達成に向けた大きな課題となっています。

また、再生可能エネルギーの導入拡大には初期投資の負担が大きいことから、町民や町内事業者による導入意欲を高めるための財政的・技術的な支援が不足しており、これが普及の障壁ともなっています。

(2) その対策

ゼロカーボンシティの実現に向け、化石燃料から再生可能エネルギーへの利用転換を重点的に推進します。まず、町内で使用する電力の脱炭素化を推進するため、自家消費を目的とした再エネ発電設備の設置に対する補助金などの導入支援を継続的に実施することで、太陽光発電設備のさらなる普及促進を図ります。

これに加え、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを促すため、民間事業者との連携協定に基づく住民の意識醸成を図るイベントや学習機会の提供を強化します。これらの施策を通じて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動への理解を深め、全町的な脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させます。

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) その他	SDGs・カーボンニュートラル推進事業	町	

(4) 総合管理計画との整合

再生可能エネルギー設備の設置や整備は、総合管理計画で定める施設の長寿命化・改修事業と一体で実施します。施設の多機能化を促しつつ、エネルギーコストの削減を通じて財政健全化に寄与することで、総合管理計画との整合性を確保します。

3. その他地域の持続的発展に必要な事項

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業分 その他	本別きらめきタウンフェスティバル きらめきフェスタ実行委員会補助金 【事業内容】 農業、商工業、観光団体が一丸となり、広く町内外から誘客する町最大のイベント開催運営に対する支援を行う。 【事業の必要性】 イベントを核とした着地型観光による誘客を進め、当町で生産・販売される良質な農畜産物をPRするとともに、商工業の経済的な波及効果の向上と観光振興を図る必要がある。 【見込まれる効果】 基幹産業である農業の振興と、商工業及び観光産業の発展、更には町民参加・町の活性化を目指した取り組みの充実が図られます。	団体	効果は一過性でなく将来に及ぶ。
7. 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業分 自治体病院	町国保病院救急医療の確保事業 【事業内容】 医師、看護師の待機、救急病床の確保、感染症対策に必要な経費を計上し、夜間・休日の救急医療体制を維持する 【事業の必要性】 本別町国民健康保険病院は、救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急病院であり、医師、看護師の待機及び救急病床の確保等により、夜間、休日の救急医療体制の確保が必要である。 【見込まれる効果】 地域の基幹病院として、一次医療圏の初期救急、入院設備を備えた町内唯一の病院としての機能充実が図られ、町民の救命確保が図られます。	町	効果は一過性でなく将来に及ぶ。
8. 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業分 高等学校	本別高校の教育を考える会補助金 【事業内容】 本別高校の存続活動、特色ある学校づくり支援(入学案内作成、進路対策、学力向上、部活動、制服購入支援)、及び遠距離生徒への通学費・下宿費補助などの通学支援事業に対し、本別高校の教育を考える会へ補助金を交付する。 【事業の必要性】 本町に高校がなくなった場合、更なる人口減少を招き、また町内における経済的な波及も大きい。ため、地元高校の存続は、地域活力の維持に不可欠である。 【見込まれる効果】 子ども達が安心して教育を受けられる環境が確保され、本別高校の特色ある学校づくりを支援することにより学校の存続が図られます。	団体	効果は一過性でなく将来に及ぶ。

9. 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業分 集落整備	<p>自治会運営費交付金・自治会事務委託交付金</p> <p>【事業内容】 地域コミュニティの主体的な活動の維持・強化と、行政と住民の橋渡し機能による情報伝達の円滑化を目的とします。</p> <p>【事業の必要性】 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化により、地域社会における地縁的なつながりや連帯感が希薄化しています。複雑化する地域課題への対応、特に住民同士の「共助」によるコミュニティ活動の基盤維持が不可欠です。同時に、高齢化や世帯の孤立化が進む中で、行政からの通知や避難情報などを全世帯へ確実かつ迅速に周知するためには、住民に最も身近な組織である自治会の協力が不可欠であり、行政と地域が連携する体制を安定的に維持・強化する必要があります。</p> <p>【見込まれる効果】 自治会の自主的な活動を財政面から支援するとともに、広報活動や各種事務の委託を通じて行政情報が全世帯へ適時適切に浸透し、地域住民の意向を迅速に行政が把握できる体制が強化されることで、地域の実情に応じた課題解決能力の向上と「協働による町づくり」が推進され、住みよい地域環境の形成と住民生活の利便性、安全性、住民福祉の増進に幅広く寄与します。</p>	町	効果は一過性でなく将来に及ぶ。
		<p>本別町自治会連合会補助金</p> <p>【事業内容】 自治会連合会の運営や活動に対する補助を行う。</p> <p>【事業の必要性】 自治会間の情報共有などを通じた連携強化や地域づくりの担い手となる人材を育成し、単位自治会活動の自主的な活動から、住みよいまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>【見込まれる効果】 自治会間の連帯意識の高揚や結びつきにより、自治会活動の活性化と住みよい暮らしを実感することができる地域社会の形成が図られる。</p>	町	効果は一過性でなく将来に及ぶ。
		<p>地域集会施設管理運営委託料</p> <p>【事業内容】 自治会活動の活性化と自主運営に対する支援。(地域集会施設の維持管理に要する費用を委託料として交付する)</p> <p>【事業の必要性】 町民の生活価値観の変化や多様化は、これまでの物の豊かさから、心の豊かさへとその志向が変化してきており、人と人とのふれあいや地域がもっていた連帯感が薄れてきている。</p> <p>【見込まれる効果】 地域集会施設の維持管理における自治会の自主的な運営が促進され、施設が地域活動の拠点として安定的に機能することで、住民の利便性と地域活動の継続性が確保されます。</p>	町	効果は一過性でなく将来に及ぶ。

本別町過疎地域持続的発展市町村計画
令和8年度～令和12年度

令和8年3月
本別町企画財政課

089-3392

中川郡本別町北2丁目4番地1

TEL 0156-28-0345 FAX 0156-22-3237

E-mail : kikaku@town.honbetsu.hokkaido.jp